

事業者向け

『インボイス制度と電子帳簿保存法への対応について』

適格請求書（インボイス）制度とは、売上の大小に関わらず、全ての事業者様に大きく影響する制度です！

本セミナーでは、インボイス制度の導入による影響をわかりやすく説明するとともに、免税事業者はどうなるのかといった疑問や、事前準備など具体的な対応について解説します。

■日時：令和4年 **9月27日** **火**
13:30～16:00

■会場：白鳥ふれあい創造館
〒501-5121
岐阜県郡上市白鳥町白鳥359-26

■講師： **三浦陽平** 氏
公認会計士
税理士
行政書士
登録政治資金監査人



『インボイス制度』とは・・・

〈売手側〉

売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。）

〈買手側〉

買手は仕入れ税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要になります。

『電子帳簿保存法』とは・・・

電子帳簿保存法改正に伴い電子化要件が大きく緩和されると同時に、電子取引のデータ保存が義務化となりました。

電子帳簿保存法は関係ないと思っている事業所でも、取引先からのメールなどに添付されて送られてきた請求書PDFファイルなどについても、電子データで法令に従って管理することが求められるようになりました。

受講申込書

※切り取らずにFAXしてください

郡上市商工会 行

FAX 0575-66-2312

TEL 0575-66-2311

申込締切日：9月20日 * 定員50名(先着順)

事業所名		氏名	
住所	〒	TEL	
FAX		e-mail	

※ご記入いただいた個人情報は、本セミナーの運営以外の目的で使用することはありません。

お問合せ

郡上市商工会

〒501-4222 岐阜県郡上市八幡町島谷130-1

電話0575-66-2311 FAX0575-66-2312

郡上市商工会

主催 岐阜県商工会連合会 中・東濃ブロック広域支援室

(この事業は事業環境変化対応型支援事業として開催します)